

和泉市雨水貯留タンク購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水の貯留による有効利用を促進し、もって和泉市内の雨水浸水防除機能の向上と温室効果ガスの削減を図るため、和泉市が実施する雨水貯留タンク（以下「雨水タンク」という。）の購入に係る補助金の交付手続等に関し必要な事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雨水タンク」とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物の雨どいからの雨水を集め、当該建築物等の施設内で一時的に一定量貯留する機能を有する設備であるもの。
- (2) 80リットル以上の貯留容量を有する設備であり、雨水タンクとして販売されている専用製品であるもの。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する住宅に雨水タンクを購入し設置する個人であること。
- (2) 雨水タンクを適切に維持管理するとともに、貯留した雨水を散水等に利用すること。
- (3) 市税(固定資産税・軽自動車税・市民税)を滞納していないこと。
- (4) 別に定める「和泉市雨水貯留タンク購入費補助金応募要領」において規定する期間内に雨水タンクを購入していること。
- (5) 和泉市雨水貯留タンク購入費補助金の交付を過去に受けていないこと。

(補助対象及び金額)

第4条 補助の対象となる雨水タンクの個数は、次のとおりとする。

- (1) 戸建住宅の場合は1基とする。
- (2) 集合住宅やビル等の場合は、1軒につき1基とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内とし、雨水タンク1基の購入価格（設置工事費を除き、消費税を含む。）の2分の1に相当する金額に、補助の対象となる雨水タンクの数に乗じた金額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の上限額は、雨水タンク1基につき30,000円とする。

4 予算の残額を超えて、補助金の支給を必要とする場合は、予算の残額を限度とし、補助することができる。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、和泉市雨水貯留タンク購入費補助金応募要領の募集期間内において、和泉市雨水貯留タンク購入費補助

金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該雨水タンクの本体購入価格が明記された領収書の写し又はそれに代わるもの
- (2) 設置住宅の付近見取図
- (3) 市税の納税状況及び住民登録の有無の確認にかかる同意書（様式第2号）
- (4) 雨水タンク設置工事完了後の写真
- (5) 雨水タンクの設置場所が借地又は借家の場合は、所有者の同意書
- (6) 交付申請者と購入者が異なる場合は、同一家族であることを証するもの
- (7) 代理人が申請の場合は委任状
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 補助金交付申請額の総額が予算額に達したときは、新たな申請を受け付けないものとする。ただし、必要に応じて待機者として申請を受け付けることができるものとする。

（交付の決定及び確定又は不交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査するとともに、その他必要とする調査をした後、和泉市雨水貯留タンク購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）又は和泉市雨水貯留タンク購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付の可否について交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助金交付決定通知書兼確定通知書を受けた者は、和泉市雨水貯留タンク購入費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象者の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（管理）

第8条 補助金の交付を受けた者は、雨水タンクを適正に管理し、その目的に沿った運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、雨水タンクの設置の日から起算して5年を経過するまでは、当該雨水タンクを補助金の交付目的に反して使用し、又は譲渡、交換、貸付等をしてはならない。

（確認及び調査）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、雨水タンクの使用状況その他の必要な事項について確認し、又は調査をすることができる。

（交付決定の取消等）

第10条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、又は減額決定を行い、既に補助金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) 第7条に基づく補助金の請求を行わないとき。
- (4) 前条の規定による求めに応じなかったとき。
- (5) 雨水タンクの設置の日から起算して5年以内に譲渡等を行ったとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月24日から施行する。

附 則（平成26年4月30日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成27年5月13日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年6月1日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。